

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から同年9月26日まで
② 平成7年9月26日から8年9月1日まで

厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、申立期間①について、社会保険事務所の記録と給与明細書の厚生年金保険料控除額が合わない。

この期間を、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

会社を信頼し、当時は給与明細書の細かな所まで注意していなかった。
この期間について、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年9月26日）の後の同年10月5日付けで、同年1月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、28万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成7年9月

26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②について、保険料が控除されていたとする根拠として、給与明細書を提出しているが、当該給与明細書には支給月のみが記載されており、支給年が不明であるところ、当該給与明細書により確認できる保険料控除額は、申立期間②当時より前の保険料率で算出されている上、当該給与明細書における給与支給額から算定できる標準報酬月額、申立人の資格喪失日（平成7年9月26日）前の、随時改定及び定時決定による標準報酬月額と一致することなどから、当該給与明細書は、申立期間②の1年前のものであると考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万円、申立期間②は34万2,000円、申立期間③は32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日
② 平成18年12月29日
③ 平成19年12月29日

平成18年8月12日、同年12月29日及び19年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の賞与支払明細書の控え及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①、②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の控えにより確認できる保険料控除額から、申立期間①は 32 万円、申立期間③は 32 万 2,000 円、同賞与支払明細書の控えにより確認できる賞与支給額から、申立期間②は 34 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月 25 日に賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は32万7,000円、申立期間②及び③は34万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成18年8月12日
②平成18年12月29日
③平成19年12月29日

平成18年8月12日、同年12月29日及び19年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の賞与支払明細書の控え及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①、②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の控えにより確認できる保険料控除額から、申立期間①は32万7,000円、申立期間③は34万6,000円、同賞与支払明細書の控えにより確認できる賞与支給額から、申立期間②は34万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月25日に賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月21日、資格喪失日が61年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで

昭和61年10月1日付けでA社から関連会社であるB社へ期間を空けずに転籍し、継続して勤務していたにもかかわらず、同年9月30日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として誤って届出された。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月21日、資格喪失日が61年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届及び回答書により、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和61年10月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 61 年 8 月のオンライン記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 30 日から 10 年 8 月 1 日まで
昭和 61 年 4 月から平成 10 年 7 月末まで A 社に継続勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白期間となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成8年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、元事業主は、「当時、厚生年金保険料の納付が滞りがちであったので、社会保険事務所（当時）から、健康保険、厚生年金保険を脱退するよう指導を受け、従業員に説明の上、国民健康保険と国民年金に切り替えてもらった。」と証言しているところ、複数の元従業員は、「会社から説明を受け、自分で国民年金の加入手続を行った。」と証言している上、オンライン記録によると、当時の従業員 44 名のうち、31 名（当時 60 歳以上であった 3 名を除く。）が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 8 年 9 月から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、元事務担当者は、「保険料は翌月控除であった。」と証言しているところ、元同僚が保管していた申立期間当時の給与明細書によると、平成 8 年 10 月から給与明細書の様式が変更され、健康保険料控除欄及び厚生年金保険料控除欄が削除されている。

加えて、A社は既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、

源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月20日から29年1月20日まで
A社における入社年月日を、退職時に会社へ確認したところ、昭和28年11月20日であることが判明したが、同日から29年1月20日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が空白となっている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるB社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A社に、臨時工として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元労務担当者は、「臨時工として採用された場合、試用期間があったため、入社と同時に厚生年金保険へ加入することはなかった。」と証言している。

また、当該事業所に臨時工として採用された元従業員は、「入社から2か月の試用期間があったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元従業員を含む複数の元従業員が、雇用保険及び健康保険の被保険者資格取得日から2か月後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、当時の厚生年金保険に関する資料は残っていないとしており、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。